

コリアン学生学術文化フェスティバル 2007

**「朝鮮学校の学校保健における実践的な取り組みについて  
～ 京都の事例をもとに」**

KS 医療・福祉ネットワーク京都 グループ論文

池祥恵

李映叡

崔伶雅

## 目次

- 1．はじめに
- 2．学校保健とは
- 3．朝鮮学校の学校保健を取り巻く様々な問題と現状
  - 3．1 保健室の問題
  - 3．2 定期健康診断の問題
  - 3．3 朝鮮学校に対する助成金の現状
- 4．問題の原因
  - 4．1 学校教育法に起因する問題
  - 4．2 学校保健法に起因する問題
- 5．学校保健が整っていない中での取り組み
  - 5．1 京都朝鮮第一初級学校の現状と取り組み
  - 5．2 京都朝鮮第二初級学校の現状と取り組み
  - 5．3 在日本朝鮮人医学協会による取り組み
- 6．今後の取り組み
  - 6．1 朝鮮学校が取り組めること
  - 6．2 学生ボランティアが取り組めること
  - 6．3 行政への働きかけ
- 7．おわりに
- 8．参考資料

池祥恵：1、2、4担当

李映叡：3、7担当

崔伶雅：5、6担当

## 1. はじめに

朝鮮学校は、在日朝鮮人が子供達に民族教育を行い、民族の心、歴史・文化を継承し発展させたいという願いにより設立され、昨年で民族教育60周年という節目を迎えた。その間、弾圧や閉鎖などの多くの困難に直面しながらも、同胞達の手により民族教育は守られてきた。そして昨今では、2003年に国公立大学受験資格が認められ、民族教育に関する権利を多く獲得してきた。しかし、朝鮮学校は学校教育法第83条の各種学校と位置付けられ、教育助成など児童生徒への制度的な処遇に、今なお多くの問題を抱えている。

学校保健もその問題の一つとして挙げられる。2000年に在日朝鮮学校中央保健委員会による、民族教育史上初めての「朝鮮学校保健活動規定」が制定され、2001年度4月より施行されたものの、6年が経った今でも朝鮮学校の学校保健を取り巻く多くの問題が残されている。まず、朝鮮学校には「保健室」と呼ぶに相応しい施設がほとんど無く、体調が悪くなった生徒を休ませるベッドすら無いところもある。また、部屋はあっても担当の教員がいないのは当たり前となっている。その他にも、定期健康診断はボランティアでまかなわれており、学校医に対する助成はほとんど行われていない。

このような環境下に置かれている朝鮮学校の学校保健を、なんとかして整え、生徒や教員、保護者の安心できるものにしていきたいと思い、論文を書くに至った。この論文を通じて、朝鮮学校の学校保健を取り巻く様々な問題点を整理し、学校保健が整っていない中でも、京都の朝鮮学校でなされている実践的な取り組みに着目した。そして、そこから見えてくる今後の取り組むべき活動を提示すること、朝鮮学校の学校保健に対する意識を高めていくことを論文作成の目的とした。

## 2. 学校保健とは

それでは、日本において学校保健がどのように定義されているのかを見ていく。

学校保健とは、文部科学省設置法第5条によって「学校における保健教育及び保健管理をいう」と定められている。

保健教育は学校教育法(1974年制定)に基づいた教育活動であり、保健学習(教科体育・保健体育における「保健」および他教科や総合的な学習の時間の健康にかかわる学習)と保健指導(特別活動における健康に関する指導)に大別される。一方、保健管理は学校保健法(1958年制定)に基づいている。そして、学生、生徒、児童及び幼児ならびに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的としており、法令上、学校衛生環境、健康診断、伝染病予防のことをいう。

日本での学校保健の歴史は明治5年の学制発布と同時に始まったとされている。その後明治31年の学校医制度の実施によって学校衛生の基礎が成立し、昭和33年には学校保健法が制定された。学校保健法は、学校教育法の第十二条「学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない」を受けて制定されて

いる。この法律により、健康診断や伝染病の予防、学校医などについて詳細に定められている。

### 3．朝鮮学校の学校保健を取り巻く様々な問題と現状

では次に、朝鮮学校に目を向けていきたい。朝鮮学校は制度的な理由から、学校保健を取り巻く多くの問題を抱えている。ここでは、保健室の問題、定期健康診断の問題、また、朝鮮学校とは切り離して考えることのできない、助成金をめぐる問題について取り上げる。

#### 3.1 保健室の問題

まず、大部分の朝鮮学校は「保健室」がないという問題を抱えている。そのため、体調の悪くなった生徒を休ませる場所がなく、怪我をした際も適切な処置を行えていない。

そして保健室が無い朝鮮学校には、当然、専門知識を持った養護教諭がおらず、これは大きな悩みとなっている。養護教諭とは、学校内での養護をつかさどる教員のことで、日本学校では保健室の先生とも呼ばれている。通常、養護教諭は保健室などに常駐し、学校内における生徒や教職員の怪我・疾病等の応急処置を行い、医療機関受診の必要の有無を判断している。その他にも、健康診断、水質検査・照度検査・空気検査などの諸検査、保健衛生知識の普及啓発教育や、学校保健に関する業務の計画や実施も行っている。つまり養護教諭は、養護と学校保健の全般を担当し、その職務は多岐に渡っている。養護教諭の資格は1種、2種、専修の三つに分かれており、その資格を取るためには養護教諭養成所に2年通うか、課程認定の短期大学に2～3年通う。あるいは看護大学を卒業したあと、保健師学校に1年通うなどの様々な道があり、それぞれ取得できる種類が定められている。

今、朝鮮学校に養護教諭を配置しようとするのは大変難しい。養護教諭になるためには、教職課程を履修して、教育職員免許状を持たなければならない。そのため朝鮮大学校には、養護教諭の資格を取得できるコースを作ることが難しく、適当な人材を見つけ出すのに、まず苦勞するであろう。適当な養護教諭が見つかったとしても、朝鮮学校には他の一条校に比べて助成金の額が少ないため、厳しい財政上の困難に直面する。朝鮮学校は教員達の給与もしばしば遅れがちになるほどの、苦しい財政状況に置かれている。そのため、新たに養護教諭の給与を用意するとなると、保護者に更なる負担を強いることとなりかねない。ボランティアとして働く場合も、今後の保健活動を定着させ、代を継いで維持させることを考えると、色々な問題が生じてくる。例えば、その教諭が都合により職を離れなければならなくなったとき、代わりの人を見つけ出すのが大変難しくなってくるなどの問題である。

そして、京都の朝鮮学校には障がいのある児童や慢性疾患を患っている児童が通っている。しかしその児童達への適切な対応や教育が行われていない。保護者にとって、児童を自分の目の届かない学校へ通わせるだけでも大きな不安を伴うが、保健室が十分に機能し

ていない学校に通わせるのは、より一層大きな不安を伴う。最近では、心に悩みやストレスを抱えた児童も増えてきており、不登校の児童が朝鮮学校でも見られるようになってきている。しかし、朝鮮学校にはそういった心のケアを専門とする人がおらず、ストレスを軽減できる空間もないため、児童たちの問題は深刻化していつてしまう。

### 3.2 定期健康診断の問題

次に述べておかなければならない問題として、定期健康診断の問題が挙げられる。児童たちの健康状態を把握し、万が一、何らかの疾病に罹患していた場合には早期治療を行うように、健康診断は児童の健康を守る重要なものとなっている。日本学校では一般に、近隣の開業医などに学校医を嘱託しており、健康診断なども学校医を中心に行なわれている。そして、この学校医に対する手当や健康診断に要する費用は、全て行政が負担しており、公立学校の場合は、学校医が公務中に怪我をした際のための公務災害補償の制度まで整っている。

京都における日本学校の学校医の場合、基本給として年額 219,000 円が支給され、その他にも 960 円×生徒・教職員数（年額）、5,400 円×出校日（年額）が支給される。しかし朝鮮学校では在日本朝鮮人医学協会の同胞医師たちが、全くのボランティアで健康診断を行っている。健康診断をしている間、普段の病院での仕事は休まなければならない、それに対する補償はもちろん無い。現在、京都では 4 人の同胞医が朝鮮学校を担当し、歯科検診は 2 人の同胞歯科医と、数人の日本の歯科医によって行われている。初めて朝鮮学校で身体検査が行われるようになったのは 1970 年代からで、始めた当初よりもその水準は上がってきてはいるが、地方によっては人手が足りず、カバーしきれていない学校もあり、内容や水準も地域によってまちまちなのが現状である。児童の健康診断が全く行っていない学校が存在するという問題も、早急に解決されなければならない。そして更に、教員たちの健康診断が行われていない学校があるのも深刻な問題である。

朝鮮学校は様々な制度から排除されており、一条校と分け隔てない対応が求められる。

### 3.3 朝鮮学校に対する助成金の現状

朝鮮学校に対する助成金額は、日本の公立、私立学校と比べ、極めて少ない。

京都にある朝鮮学校は、京都府からは「私立専修各種学校教育振興補助金」、京都市からは「民族教育に対する補助金」という形で、助成金が支給されている。しかし、その額は京都の私立学校と比べ、およそ 6 分の 1 に過ぎず、公立学校と比べても 10 分の 1 に過ぎない。このことから見ても、朝鮮学校がいかに厳しい財政状況に置かれているのかがわかる。

また 2003 年度より、京都市教育委員会は、「保健衛生費」を「教材費」「授業費」など他の予算と一緒に「合算執行」という方法に変えた。そのため京都市は、朝鮮学校の助成金には、日本学校と同様に保健衛生費が含まれていると主張している。しかし、現在の公私立学校における健康診断費、学校医に対する費用、保健室とその維持に要する費用と

照らしてみても、京都の朝鮮学校に対する現行の助成金額の中に学校保健費用が含まれているとは到底考えられない。朝鮮学校において学校保健事業を行なっていくためには、学校保健を対象とした、別枠の予算で組まれた助成金が必要である。

これら保健室、定期健康診断、助成金の問題からみても、朝鮮学校の学校保健がいかに多くの問題を抱えているのかがわかる。

#### 4．問題の原因

では、なぜ朝鮮学校において学校保健が整っておらず、様々な問題が生じているのか、その原因についてみていきたい。

根本的な原因は、朝鮮学校が学校教育法上の第一条に定める「学校」(いわゆる「一条校」)ではなく、第83条に定める「各種学校」に位置づけられているためである。これに起因し、朝鮮学校が享受してしかるべき様々な権利が制度的に奪われている。学校保健に関連する法律(学校教育法と学校保健法)により、原因を見ていく。

##### 4．1 学校教育法に起因する問題

学校教育法の第12条では、「学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。」としており、また第28条では、「小学校には、養護教諭を置かなければならない。」第40条においては、「第28条の規定は、中学校にこれを準用する。」と記されている。そして、第51条の8では、「中等教育学校には、養護教諭を置かなければならない。」と記されている。しかし、朝鮮学校は各種学校として規定されており、また、学校教育法第8章83条により、上記の12条、28条、40条、51条は準用されない。

こういった法を根拠に、朝鮮学校に対する助成は行われておらず、全くのボランティアにより健康診断が行われている。そして、養護教諭の配置もなく、学校保健に必要な措置は講じられていない。

##### 4．2 学校保健法に起因する問題

学校保健法の第一条において「この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もって学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資することを目的とする。」と規定されている。その他にも、健康診断や保健室、伝染病予防、学校医についてなど、学校保健に関連した様々な事項が定められている。そして、第二十二条には「専修学校には、保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導を行う医師を置くように努めなければならない。」と記されている。つまり、学校保健法は専修学校においては準用されるが、各種学校である朝

鮮学校には準用されない。

これらの法律（学校教育法と学校保健法）により、朝鮮学校は制度的に日本学校と区別され、学校保健の対象から除外されてきた。その結果として朝鮮学校は、学校保健に関する知識を得る機会を失い、学校保健に対する意識の低下という現状を招いている。

## 5．学校保健が整っていない中での取り組み

朝鮮学校は学校保健が整っておらず、様々な問題を抱えている。しかし、そんな中でも京都の朝鮮学校では何とか現状を改善しようと、他では見られない取り組みを行っている。また、朝鮮学校の学校保健を支えている在日本朝鮮人医学協会の取り組みについてもみていく。

### 5．1 京都朝鮮第一初級学校の現状と取り組み

京都朝鮮第一初級学校では同胞達の寄付と働きかけにより、昨年10月に初めて保健室が設置された。それは、京都市による学校施設設置予算の話が発端であった。4年程前に、京都市から学校トイレの改修工事のための学校施設設置予算が日本の学校に支給された。しかしそのような助成は朝鮮学校に対しては全く行われなかった。そしてその事実を知った同胞たちが、朝鮮学校にも予算を割り当て欲しいとの申請を京都市にしたところ、申し入れが却下された。この一連の不当な扱いを受けながらも、予算が下りないのなら自分たちで学校の環境を良くしていこうと、伏見青年商工会の同胞たちが寄付を募り働きかけた結果、第一初級学校のトイレの改修工事がなされるようになった。そして、トイレがきれいになったら、次に児童のために何ができるのかを考え、保健室を作ろうという動きにまで発展した。

それまで第一初級学校にはベッドすらなく、体調が悪いときには校長室のソファで横になるなどの処置がなされていたため、保健室設置によって体調の悪い児童はそこで休めるようになり、保護者も安心できるようになった。かつて図書室等で行われていた健康診断も、保健室という適切な環境で行えるようになった。また、第一初級学校には障がいのある児童が通っており、日本の大学で福祉を専攻している同胞学生や元養護学校教員の日本の方がボランティアとして児童の学校生活をサポートしているが、保健室設置によってより充実した個別対応を行えるようになった。

また、京都朝鮮第一初級学校では伝染病が発生した場合の措置として、保護者宛に伝染病に関する手紙を送っている。学校側も伝染病に関しては特に注意を払い、疑わしい症状があればすぐに病院へ連れて行くよう心掛けている。インフルエンザの予防接種も、希望者に対して、毎年学校で行うようにしている。

このように、京都第一初級学校では保健室設置を始まりとし、少しずつ学校保健を取り巻く環境は改善され、学校側や同胞達の努力を窺うことができる。しかし、養護教諭もし

くはそれに代わる先生がいないという問題が依然として解決されていないため、保健室は設置されたものの、現段階では十分に活用できているとはいえない。学校保健をより整えていくために、担当の教員を保健室に配置する必要がある。現在、京都第一初級学校では、適当な教員を探し、協議を行っている。

## 5.2 京都朝鮮第二初級学校の現状と取り組み

京都朝鮮第二初級学校では、他では見ることの出来ない先進的な取り組みが行われているので、ここで紹介していきたい。

開校以来、保健室のなかった京都朝鮮第二初級学校だったが、2005年6月に保健室が初めて設けられた。そして、それを契機に日本学校で養護教諭をされていた方がボランティアで朝鮮学校を訪れ、学校保健の仕事を手伝って下さるようになった。保健室の設置された当初は週に一度、今では週に二度も朝鮮学校でボランティアをされている。以前からその先生は、第二初級学校の前校長先生と家族ぐるみの親しい付き合いがあり、数年前からは第二初級学校の運動会の救護ボランティアもされていた。退職後、何か手伝えることはないかと模索されるうちに、PTAに相当するオモニ会が物置部屋を改装し、ベッドなどを持ち込んで手作りの保健室を第二初級学校に整備した。そしてそのオモニ会の働きかけに感銘を受けたのがきっかけで、現在に至るまでボランティアを続けられている。従来、専門知識のある教員がいなかっただけに、適切な応急処置のできる養護教諭の存在は大きく、児童や教職員らは「安心できて頼りになる」と歓迎しており、「今までお腹が痛くなっても我慢していたが、先生が見てくれて安心できた」という児童たちの喜びの声も聞くことができるようになった。

その他にも、数回にわたり、オモニ会のための健康をテーマにした研修会を開き、医務室便りも発行されている。また、今年からの新たな取り組みとして、1年生から6年生までの全校生徒に対して、保健の授業が行われるようになった。授業は、ひと学年に対して、学期ごとに1回、年間で計3回が行われる予定である。すでに今年の1学期に授業が行われ、児童達は面白かった、勉強になったなどの喜びの声を上げている。また、2007年10月には、教員たちに対しての学校保健に関する研修会も行われている。学校で発生しやすい伝染病について、そしてそれらの分類、対処法などが主な内容であった。

このような取り組みによって、以前とは比べものにならない程、充実した学校保健が整えられるようになった。保健室設置から現在に至るまで、多くの児童が怪我や発熱などの理由で保健室を利用しており、先生が学校を訪れた日には、確実に1、2名の児童が保健室を訪ねて利用している。養護教諭の方も「したらただけ喜んでもらえるので、こちらも嬉しい。素直な朝鮮学校のこどもたちにいつも元気を分けてもらっている。体力の続く限り、続けたい。」と話されている。このように、ひとりの養護教諭の力とほんの2年半足らずの働きかけによって、これだけ多くの成果を得ることができた。また、今まで朝鮮学校について知らなかった日本の方との交流を深めることもでき、その交流を通じて朝鮮学校



を知ってもらえるようになったという点でも、これは評価すべき取り組みである。

### 5.3 在日本朝鮮人医学協会による取り組み

まず、在日本朝鮮人医学協会（医協）の取り組みとして、朝鮮学校での定期健康診断が挙げられる。医協による取り組みが行なわれる以前、朝鮮学校では健康診断を行えていなかったが、1987年12月に「在日朝鮮人学校の学校保健診断の手引き」が発行され、朝鮮学校での定期健康診断が体系化されるようになった。また、医協では健康診断の結果を収集し、データを作成している。これにより、児童の発育及び健康状態を客観的に把握できるようになった。その他にも、感染症発生時の情報提供などが取り組みとして挙げられる。感染症が発生した場合、学校はどのような対応をするべきなのか、またどのような症状が出た場合に感染症の疑いがあり、出席停止の判断をすべきか、などをまとめた冊子を学校に配布して情報を提供している。

医協の取り組みとして特に注目すべきものに、兵庫での「担当看護師制度」がある。これは1997年に発足されたもので、兵庫県下の朝鮮学校全学校に、1校につき1人の担当看護師を配置する制度である。担当看護師は、月に1度学校を訪れ、保健教育（主に、性教育）と校内衛生点検を行っている。この制度により、生徒や先生、保護者との信頼関係を築くことができ、保健に対する悩みを身近に相談することができるようになった。

このように、朝鮮学校による取り組みに加えて、医協などの同胞によっても朝鮮学校の学校保健は支えられている。

### 6. 今後の取り組み

結論として、今後どのような取り組みを行い、学校保健の問題を解決していくべきかを考えていきたい。

現在、京都で行われている取り組みについて着目したが、これを全国の朝鮮学校においても実践していくことは可能ではないだろうか。まず、保健室を学校内に設置することが第一の課題として考えられる。次に、京都第二初級学校を模範例として、養護教諭の方にボランティアとして来て頂くことも現時点での解決策と考えられる。

このように、京都における取り組みを、全国に広めていくことで、学校保健が朝鮮学校に定着していく足がかりとなり、より安心な教育を朝鮮学校で行っていくことができる。

では次に、現在の取り組みに加えた新たな解決策として、どのようなことが出来るのかを考えていきたい。

#### 6.1 朝鮮学校が取り組めること

朝鮮学校で取り組めることを考えていく。朝鮮学校が養護教諭を雇用することが難しいことは、「3.1 保健室の問題」の部分ですでに触れた。しかし、何か代わりとなる案がないかと模索した結果、「健康システムコーディネーター」という案に至った。健康システムコ

ーディネーターとは、『健康な子ども』という雑誌を発行している日本生活医学研究所が主催し、認定を行っている民間の資格で、200名以上の方がこの資格を有している。この資格を取得するためには、5回の日本学校保健研修会への参加、4回の『健康な子ども』への論文応募、そして3回の実習、最後に面接を行う必要がある。研修会は、年に2度行われており、取得には最短で3年が必要になる。また、併せて雑誌の講読をする必要がある。この資格の利点は、新たに大学や専門学校に通うことなく、働きながら取得できるという点である。そして、研修を通して、養護教諭に相応する知識を身につけることができる。受験資格は、学校保健に関わるものであれば誰でもいいという点も利点として挙げることができる。しかし、いくつかの欠点も考えられる。それは、時間が掛かる点である。また、ただでさえ仕事の多い教員にとって、雑誌の講読や論文執筆、研修は大きな負担となるといえよう。そして、資格取得のためには研修会の費用や雑誌購読の費用などを合計して、およそ10万円が必要となる点である。

このようにいくらかの時間や費用は要するが、すべての学校に学校保健の知識を持った教員を配置し、朝鮮学校の学校保健を整えていくことができる打開策として、健康システムコーディネーターという資格を提示することができる。

他にも、朝鮮学校が行える取り組みとして、近隣の日本学校との連携が考えられる。日本学校に朝鮮学校の置かれている現状を知ってもらうこと、また朝鮮学校が日本学校での取り組みを知ることによっても、学校保健を取り巻く環境は改善されるのではないのだろうか。

## 6.2 学生ボランティアが取り組めること

学校保健の必要性、そして朝鮮学校の学校保健における現状を踏まえた上で、私達学生が取り組めることを考えてみたい。

私達学生が関れる問題として、食生活をはじめとする生活習慣の問題が挙げられる。近年の日本社会では、家庭において自らの生活習慣を顧みない親が増加しており、児童が「食」についての正しい知識を身に付けることが難しい状況にある。そんな中、私達学生が学校へ赴き、食育などを、例えば劇を通じて行い、食の大切さを伝えることができれば、それは保健教育の大切な一環になるだろう。また、外部の人と関わりを持つことは、児童にとってもいい影響をもたらすし、学校全体の意識向上にもつながるのではないだろうか。

他に、障がいのある児童に対するサポート体制として、より多くの学生がボランティアとして関わっていくことも期待される。学生ボランティアの存在は先生達の負担を軽減するだけでなく、個別対応を行うことで児童の学力向上やコミュニケーション能力の強化へつながる。そのような児童の変化は、実際に現場の声としても上がっている。特に医療・福祉分野を専攻する学生が、ボランティアとして携わり自身の専門知識等を活かすことで、朝鮮学校の環境改善に貢献することができると思われる。

また、私達学生による外部への働きかけも、今後取り組める活動として挙げることがで

きる。例えば保健所へ赴き、どのような事業を行っているのか等を調べたり、日本学校の保健室見学や養護教諭へのインタビュー等を行ったりすることができる。このような活動を通して得た情報を、朝鮮学校に提供していくことも朝鮮学校の学校保健を支えていく取り組みとなるのではないのだろうか。

### 6.3 行政への働きかけ

朝鮮学校の学校保健が未だ解決されていないのは、行政の不当な扱いによる部分が多い。根本的な解決を目指すためには、やはり行政との直接交渉を行っていく必要がある。

現在京都では、同胞や日本の弁護士の方々が朝鮮学校の学校保健問題に関する学習会を行っている。そして、健康診断に必要な費用のための予算の計上、保健室設置、養護保健教員の配置、学校医の配置に対する補助等を要求事項として、行政への要請活動に向けて着々と準備を進めている。

このような働きかけにより、今すぐに学校保健の問題を解決することは難しいかもしれない。しかし、今まで同胞たちが行ってきた取り組みにより、様々な問題が解決されてきた。京都朝鮮第一初級学校のスクールゾーンが整備されるようになったことも、取り組みによる成果のひとつである。これらの経験からみても、行政に対する働きかけにより、問題解決への重要な足がかりを得ることができるのではないだろうか。

### 7. おわりに

今回この論文を通じ、朝鮮学校の置かれている厳しい現状に改めて気づかされた。朝鮮学校は在日朝鮮人の民族の代を繋いでいくという大切な役割を担っている。60年以上の間維持してきた朝鮮学校に、今も尚たくさんのお子さんが通い、未来へと民族教育を繋いでいる。そのようなお子さんたちを守っていけるのは、他ではない私たち同胞である。

そして、依然として存在する学校保健の問題は、お子さんたちを守るために最も優先して解決されるべき問題である。学校保健はお子さんの発育と健康を守り、正しい知識を提供するものとして、欠かす事のできない重要な存在である。様々な制度的理由により、未だ解決を阻まれているが、京都の朝鮮学校における取り組みから、学校保健が整っていないとしても、働きかけにより環境は大きく改善されることを知った。そして、働きかけを行っていかなければ、何も変わらないということを強く感じた。

また、インタビューを通じ、多くの方々が朝鮮学校を支援する活動を行っていることにも気づいた。日本学校と比べると、やはり朝鮮学校にはまだまだ足りない部分が多いと感じる。しかし朝鮮学校には、同胞や教員、保護者による温かい支援と熱い思いが、深く根付いている。助成も制度も無いなりに、お子さんたちを守ろうとし、それを実現できているのは朝鮮学校の誇れることである。そういった誇れる部分を残しつつ、学校の環境を改善していけたなら、より良い教育を行うことができる。もちろん環境が整っただけでは意味がない。熱い思いと、環境の両方が合わさって、初めて本当の「教育」を行うことができる。

最後に、この論文作成に協力して頂いたたくさんの方々に、改めて感謝の言葉を述べたい。私たちの力だけでは、この論文を書き上げることはできなかったであろう。そして、協力して頂いた方々のためにも、現在朝鮮学校に通う児童たちのためにも、一日でも早く、朝鮮学校に学校保健というより良い環境を整えていき、朝鮮学校の処遇を少しでも改善させていきたいと願っている。この学校保健の問題が、きっと解決することを信じ、私たちはこれからも取り組んでいきたい。

## 8. 参考資料

- 1) 平山晃久：考える衛生薬学 第3版、廣川書店、2005
- 2) 森昭三：学校保健の仕事に迫る - 養護教諭へのメッセージ 健学社 1998
- 3) 京都新聞：近隣ニュース、2005.12.6
- 4) 留学同兵庫神戸学院大学支部グループ論文 洪京華、李裕香：朝鮮学校の学校保健問題について～兵庫県下の朝鮮学校における『担当看護師制度』から～、2006
- 5) 朝鮮新報：初めて制定 朝鮮学校保健活動規定 高錫健(在日朝鮮学校中央保健委)事務局長に聞く  
<<http://www1.korea-np.co.jp/sinboj/sinboj2001/4/0413/51.htm>> (2007/11/7 アクセス)
- 6) 文部科学省：学校健康教育に関すること  
<[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/01\\_k.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/01_k.htm)>
- 7) 保健室へようこそ  
<<http://corgi173.fc2web.com/>> (2007/11/7 アクセス)
- 8) 文部科学省：現行学習指導要領  
<[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shuppan/sonota/990301.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shuppan/sonota/990301.htm)> (2007/11/7 アクセス)
- 9) 民族教育の権利辞典  
<<http://www.k-jinken.ne.jp/minzokukyoiku/contents.htm>> (2007/11/7 アクセス)
- 10) 子どもたちの安全と健康 etc.  
< <http://www.k-jinken.ne.jp/minzokukyoiku/douroannzenn-hoka.htm>> (2007/11/7 アクセス)
- 11) 学校教育法  
<<http://www.houko.com/00/01/S22/026.HTM#s1>> (2007/11/7 アクセス)
- 12) 学校保健法  
<<http://www.houko.com/00/01/S33/056.HTM>> (2007/11/7 アクセス)
- 13) 朝鮮新報：3、4、5、6年生対象 - 新保健教科書(初級部)を活用しよう(上) 児童の精神、肉体 順調な発達のため  
<<http://www1.korea-np.co.jp/sinboj/j-2005/06/0506j1202-00001.htm>> (2007/11/7 アクセス)